

平成 30 年 11 月 29 日

医療法人社団透美会 銀座ケイスキンクリニック
院長 慶田朋子 様

株式会社

代表取締役

顛末書

この度は、弊社製品「[REDACTED]」の広告運用を依頼していましたアフィリエイトメディアより医療法人社団透美会 銀座ケイスキンクリニック 慶田朋子 院長先生が出演されました、「[REDACTED]」の出演映像を無断で加工して「皮膚科医に『これが出回ったら仕事が無くなります』」と勝手な表現を加えた広告記事(以下、「当該記事」と呼びます)を作成し、ネット掲載されていた件につきまして、ここに経緯を報告するとともに、謹んで深謝の所思をお伝え申し上げます。

記

1. 当該記事が出るに至った原因について

- (1) アフィリエイト広告については、弊社が契約しているアフィリエイト広告代理店(今回は[REDACTED]株式会社)がアフィリエイトメディアに委託し、弊社商品の広告を掲載するものです。
- (2) 広告内容については代理店および弊社側の双方で事前確認(内容に問題ないか。虚偽記載をしていないか、など)を徹底すべきなのですが、一部の広告について事前に内容の確認ができていなかつたことが原因です。

2. 当該記事の配信から削除までの経緯

- (1) 当該記事に関して、[REDACTED]株式会社が確認をしたところ 2018 年 10 月 23 日より配信開始されていることが判明しました。
- (2) 10 月 31 日、慶田朋子先生の TV キャプチャー画像を無断使用した[REDACTED]のアフィリエイト記事を弊社担当者が発見しました(当該記事①)。発信先を確認したところ、[REDACTED]株式会社から委託されたアフィリエイト記事であることが判明したため、[REDACTED]株式会社に記事の修正を指示しました。
- (3) その後、再三にわたり修正指示を出しましたが、記事内容が修正されない為、弊社から[REDACTED]株式会社に対し当該記事①の配信停止要請を行いました。
- (4) 11 月 2 日に[REDACTED]株式会社より、当該記事①を配信停止した旨の報告を受けました。
- (5) しかし、11 月 6 日に同じ内容の記事が別ドメインで掲載されている事を弊社の担当者が

確認し(当該記事②)、即日 [REDACTED] 株式会社に対し、当該記事②の配信停止および記事削除の要請をしました。11月7日17:44に [REDACTED] 株式会社より、当該記事②の配信停止および記事削除を完了した旨の報告を受け取りました。

- (6) その後、11月13日に銀座ケイスキンクリニックの[REDACTED]事務長より、弊社に広告削除のご指摘をメールおよび電話にていただき、弊社で確認したところ、再度同様の記事が別ドメインで掲載されていることが判明しました(当該記事③)。
- (7) 同日、即座に弊社より [REDACTED] 株式会社へ、当該記事③の完全削除要請および記事自体が復活しないよう強く要請を行いました。
- (8) 同日 22:00頃、[REDACTED] 株式会社より該当記事③の配信停止の連絡を受け、弊社内でも削除を確認しました。また、同じ記事がネット上に出ていないか確認と記事の完全削除を [REDACTED] 株式会社へ再度要請しました。
- (9) 11月14日、[REDACTED] 株式会社に指示し、当該記事を掲載したアフィリエイトメディアとの提携を解除しました。

3. 再発防止策について

- (1) 弊社から [REDACTED] 株式会社を含む全アフィリエイト広告代理店に対し、書面で広告規制の周知徹底を実施致します。特に、虚偽内容、各種知的財産の侵害については厳しく規制する旨通知致します。
- (2) 新たに作成されたアフィリエイト記事については、弊社広告規制基準を逸脱していないかについて弊社およびアフィリエイト広告代理店の双方で事前確認をいたします。逸脱していた場合は記事の配信前に記事内容を修正し修正内容を確認した記事のみ配信致します。
- (3) 弊社の事前確認を経ていない記事を発見した場合、そのアフィリエイトメディアとは提携解除させていただきます。
- (4) 上記内容を守ってもらえないアフィリエイト広告代理店については代理店契約の解除を含めた厳格な対応を致します。

この度は慶田朋子先生、貴クリニック並びに[REDACTED]をはじめとする関係者に多大なるご迷惑をおかけした点について、深くお詫び申し上げます。今後、二度とこのような記事の掲載が無いよう管理運営を徹底してまいりますので、寛大なるご対応の程お願い申し上げます。

以上